

児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画

平成29年3月

岡山県

目 次

はじめに	1
1 計画期間	2
2 児島湖の水質保全に関する方針	2
(1) 計画期間内に達成すべき目標	2
(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンとをつなぐ道筋	2
3 湖沼の水質保全に資する事業	3
(1) 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備	3
(2) 湖沼等の浄化対策	4
4 水質保全のための規制その他の措置	6
(1) 工場・事業場排水対策	6
(2) 生活排水対策	7
(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策	8
(4) 流出水対策	9
(5) 環境用水の導水	10
(6) 緑地の保全その他環境の保護・回復	10
5 その他水質保全のために必要な措置	11
(1) 公共用水域の監視	11
(2) 調査研究の推進等	11
(3) 県民との連携による環境保全活動の推進	11
(4) 環境学習の推進	12
(5) 関係計画等との整合	12
(6) 事業者等に対する支援	13
(7) 計画の進捗管理	13
別添 1 流出水対策推進計画	
別添 2 児島湖の長期ビジョン	

はじめに

児島湖は、岡山県南部に位置する湖面積10.88km²、総貯水量2,607万m³の人工湖であり、約5,100haに及ぶ沿岸農用地の用水の確保、塩害の一掃及び排水改良を目的として、国営児島湾沿岸農業水利事業による締切堤防の完成により昭和34年に誕生した。

児島湖の集水域である指定地域（流域）面積は、543.66km²であり、完成以来、県下最大の農業地帯として、わが国の水田農業近代化のための先導的役割を果たしてきた。

一方、児島湖は閉鎖性水域であり、また、流域の人口は県人口の3分の1を占めており、人口の増加や産業活動の活発化に伴い、生活排水や産業排水の流入量が増大し、水質汚濁の問題が顕在化した。

そこで、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されて以来、5年ごとに定める「児島湖に係る湖沼水質保全計画」に基づき、国、県、流域市町、県民、事業者等が一体となり、ハード及びソフト両面の対策を推進してきた。

これにより、指定地域内の河川や湖沼への平成27年度の排出汚濁負荷量は、昭和63年度に比べ4割程度削減され、児島湖湖心の化学的酸素要求量（COD）及び全窒素は、平成7年度以降徐々に改善される傾向にある。

今後も児島湖が農業用水源及び防災施設として重要な役割を果たし、豊かな水産資源を育成し、周辺住民の暮らしを守り、県民が訪れ・遊び・学べる貴重な共有の財産であるという県民共有の認識を踏まえた上で、平成37年頃を達成の目途とする長期ビジョンを関係機関や関係者と共有し、将来にわたって保持、継承していくことが必要である。

本計画は、計画期間、計画期間内に達成すべき目標、目標を達成するために実施すべき対策等を定め、関係機関及び関係者の緊密な協調の下、県民との連携を進めながら、各種対策を強力に推進することにより、児島湖水環境のさらなる改善を図るものである。

1 計画期間

この計画の期間は、具体的な事業量の把握が可能な期間等を考慮し、平成28年度から平成32年度までの5カ年間とする。

2 児島湖の水質保全に関する方針

(1) 計画期間内に達成すべき目標

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、化学的酸素要求量、全窒素及び全りんについて水質目標値を定め、着実な水質改善を図る。平成32年度の水質目標値は、化学的酸素要求量（75%値）6.8 mg/L、全窒素（年平均値）1.0 mg/L、全りん（年平均値）0.15 mg/Lとする。

項 目		現 況 (平成27年度)	目標 (平成32年度)	
			対策を講じない場合	対策を講じた場合
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	7.2 mg/L	7.1 mg/L	6.8 mg/L
	(参考) 年平均値	7.0 mg/L	6.9 mg/L	6.6 mg/L
全窒素	年平均値	1.1 mg/L	1.1 mg/L	1.0 mg/L
全りん	年平均値	0.17 mg/L	0.17 mg/L	0.15 mg/L

目標の根拠となる汚濁負荷量

(単位：kg/日)

	化学的酸素要求量(COD)		全窒素		全りん	
	現況(H27)	目標(H32)	現況(H27)	目標(H32)	現況(H27)	目標(H32)
生活系	3,708	3,368	2,018	1,916	194.1	186.8
産業系	1,709	1,614	513	502	66.5	62.3
畜産系・農地系・ 都市系・自然系	4,534	4,550	855	865	188.6	186.5
合計	9,951	9,532	3,386	3,283	449.2	435.6

(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンとをつなぐ道筋

児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づく各種対策の実施と、進行管理・実績評価、定期的な見直しを進め、着実な水質の改善を図ることによって、平成37年頃に長期ビジョンの達成を目指す。

長期ビジョンの達成に向けて、下水道等の早期整備と高度処理の推進、下水道等への接続促進、くみ取り、単独処理浄化槽の早期廃止と合併処理浄化槽、高度合併処理浄化槽への転換、旭川・高梁川から取水されている農業用水の再利用、環境用水の導水、ヨシ原の管理等による自然浄化機能の再生への取組、農地からの汚濁負荷削減を目指した環境保全型農業の普及促進を図る。

さらに、県民との連携による環境美化活動や水質の監視、水質保全活動など、様々な取組を推進し、児島湖流域別下水道整備総合計画等との整合を図りながら、平成37年頃までに水質を透明度1m程度、化学的酸素要求量6mg/L程度まで改善し、県民が訪れ・遊び・学べる児島湖を創造する。

3 湖沼の水質保全に資する事業

(1) 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備

ア 下水道の整備

指定地域内における下水道は、平成27年度末現在、6施設が稼動しており、そのうち、化学的酸素要求量、全窒素、全リンの高度処理に対応している施設は、それぞれ2施設、5施設、5施設である。

また、指定地域内の下水道処理人口は、485千人（うち22千人は流域外へ放流）、普及率は72.0%、そのうち化学的酸素要求量の高度処理に対応した下水道処理人口は、457千人（普及率67.8%）、全窒素、全リンの高度処理に対応した下水道処理人口は、464千人（同68.8%）である。

計画期間内に下表のとおり下水道の整備を進め、平成32年度には普及率を74.6%まで向上させることを目標とする。

対 策	実施主体	現 状 (平成27年度)	目 標 (平成32年度)
下 水 道 の 整 備	県 岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 早島町	指定地域内の行政人口	指定地域内の行政人口
		674千人	679千人
		下水道処理人口	下水道処理人口
		485千人	507千人
		(◎457千人)	(◎478千人)
		(㊦464千人)	(㊦484千人)
		(㊧464千人)	(㊧484千人)
下水道普及率	下水道普及率		
72.0%	74.6%		
(◎67.8%)	(◎70.3%)		
(㊦68.8%)	(㊦71.3%)		
(㊧68.8%)	(㊧71.3%)		

※ ◎は化学的酸素要求量、㊦は全窒素、㊧は全リンの、それぞれ高度処理に対応した下水道処理人口と普及率（いずれも内数）を示す。

イ 農業集落排水施設

指定地域内における農業集落排水施設は、平成27年度末現在、13施設が稼動しており、そのうち化学的酸素要求量、全窒素、全リンの高度処理に対応している施設は、それぞれ2施設、11施設、10施設である。

指定地域内の農業集落排水処理人口は、平成27年度末現在、4,478人、普及率は0.7%である。そのうち化学的酸素要求量の高度処理に対応した農業集落排水処理人口は、273人（普及率0.1%）、全窒素、全リンの高度処理に対応した農業集落排水処理人口は、それぞれ4,239人（同0.6%）、4,105人（同0.6%）である。

なお、計画期間内においては、新たな農業集落排水施設の整備計画はない。

ウ 合併処理浄化槽等の整備

指定地域内における合併処理浄化槽は、平成27年度末現在、30,250基が整備されており、今後、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽、高度合併処理浄化槽の整備・普及を図る。また、指定地域内におけるし尿処理施設は、平成27年度末現在、6施設（780kL/日）が稼動しており、そのうち2施設は、浄化槽汚泥の脱水ろ液を公共下水道に放流し高度処理を行っている。計画期間内においては、岡山市のし尿処理施設（岡山市一宮浄化センター）を改修し、公共下水道に接続するとともに、倉敷市のし尿処理施設（倉敷市白楽町し尿処理場）を更新する。

対 策	実施主体	現 状（平成27年度）	目 標（平成32年度）
合併処理浄化槽の整備	岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 早島町 吉備中央町	施設数 30,250基 合併処理浄化槽処理人口 122千人	計画期間内の整備基数 5,360基 合併処理浄化槽処理人口 127千人
し尿処理施設の整備	岡山市 倉敷市 玉野市 総社市	施設数・処理能力 6施設・780kL/日 (2施設・310kL/日)	施設数・処理能力 6施設・780kL/日 (3施設・610kL/日)

※ 「し尿処理施設の整備」欄の（いずれも内数）内は、脱水ろ液等を公共下水道に放流し高度処理している施設数及び処理能力を示す。

（2）湖沼等の浄化対策

ア ヨシ原の適正な管理

児島湖畔に生育するヨシは、懸濁態粒子の沈降促進や窒素、リンの吸収などによる水質浄化の効果があり、水鳥や魚類の繁殖の場ともなっているため、適正な管理を図る。

対 策	実施主体	現 状（平成23～27年度）	目 標（平成28～32年度）
ヨシ原の管理	県	183,765 m ²	150,000 m ²

イ 農業用水の再利用

非かんがい期において、児島湖の水質保全に資するよう、旭川及び高梁川からの農業用水を再利用する。

対 策	実施主体	現 状（平成23～27年度）	目 標（平成28～32年度）
農 業 用 水 の 再 利 用	県、岡山市 倉敷市、総社市	599,825 m ³ /日 (5年間平均)	600,000 m ³ /日 (5年間平均)

ウ 流入河川等のしゅんせつ

笹ヶ瀬川、倉敷川等流入河川及び児島湖に流入する用排水路において、しゅんせつを行う。

対 策	実施主体	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）
流入河川のしゅんせつ	県	25,446 m ³	20,000 m ³
用排水路のしゅんせつ	岡山市、倉敷市 総社市、早島町	14,216 m ³	12,120 m ³

エ 多自然川づくり等の推進

河川や用排水路の護岸改修に当たっては、多自然川づくりを行うなど、自然の水質浄化機能を回復、活用するよう努めることとし、指定地域内の7河川の必要な箇所において河川改修を進める。

オ 児島湖や流入河川等における水生植物の適正な管理

児島湖や流入河川、用排水路における水生植物の枯死と汚濁負荷の水中への回帰による二次的な汚濁を防止するため、過剰に繁茂した水生植物の除去、既存の水利施設の障害となる水生植物、切れ藻等の除去を行う。

カ 児島湖や流入河川等におけるごみ対策

生物の生息を阻害し、景観の悪化にもつながるごみの除去を行う。

また、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に資するため、必要な監視や適正処理指導を行うとともに、ごみの発生抑制に向けて普及啓発を行う。

4 水質保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

ア 排水規制

水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に加えて、岡山県では、排水基準を定める条例により、日平均排水量が 20m^3 以上又は日最大排水量が 50m^3 以上である特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法のみなし指定地域特定施設を設置する事業場（ただし、一部の特定施設及びのみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置している事業場については、排水量を問わない。）に対し、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等に係る上乘せ排水基準を適用している。

また、日平均排水量が 50m^3 以上の特定事業場については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準についても適用している。

さらに、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、水質汚濁防止法等で規制されていない事業場のうち、比較的汚濁負荷の高い19施設を特定施設に指定し、日平均排水量が 20m^3 以上又は日最大排水量が 50m^3 以上である事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等の排水基準を適用している。

こうした排水基準及び総量規制基準を遵守させるため、立入検査等により監視・指導を強化するとともに、市町と連携を図りながら、違法行為に対する指導・取締りを徹底する。

イ 汚濁負荷量の抑制

湖沼特定事業場の汚濁負荷量を抑制するため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、汚濁負荷量の規制基準を適用し、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。

ウ 指定施設等の構造、使用の規制

湖沼水質保全特別措置法施行令第6条に基づく指定施設、並びに同施行令第10条に基づく準用指定施設については、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例に基づき、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。

エ 小規模特定・未規制事業場に対する指導、助言、勧告

水質汚濁防止法による濃度規制及び湖沼水質保全特別措置法による構造・使用規制の対象とならない小規模特定事業場並びに湖沼特定施設を設置しない未規制事業場について、必要な指導、助言、勧告を行う。

〈規制措置の状況（平成27年度末現在）〉

工場・事業場		日平均 排水量	事業場数			規制措置			
			岡山市 所管	倉敷市 所管	県 所管	濃度 規制	総量 規制	負荷量 規制	構造 使用 規制
別措置法・湖沼水質保全特別措置法 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特 別措置法	特定事業場 (みなし指定 地域特定施設 を設置する事 業場を含む。)	5 0m ³ 以上	53	31	13	適用	適用	適用	—
		2 0m ³ 以上 5 0m ³ 未満	93	38	1	一部 適用	—	—	—
		2 0m ³ 未満	413	236	81	一部 適用	—	—	—
	指定施設	—	0	0	0	—	—	—	適用
	準用指定施設	—	0	4	0	—	—	—	適用
岡山県環境への負荷の 低減に関する条例		5 0m ³ 以上	0	1	0	適用	—	—	—
		2 0m ³ 以上 5 0m ³ 未満	12	4	2	適用	—	—	—
		2 0m ³ 未満	36	25	3	—	—	—	—

(2) 生活排水対策

ア 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定等

指定地域内において、水質汚濁防止法により生活排水対策重点地域に指定されている岡山市、倉敷市、玉野市、総社市では、生活排水対策推進計画に基づき、下水道事業及び農業集落排水事業と整合を図りつつ、合併処理浄化槽、廃油回収施設等の整備を推進する。

イ 下水道等への接続促進

下水道及び農業集落排水施設の供用区域においては、市町の融資制度の活用等により遅滞なく生活排水を処理施設へ接続するよう、地域住民に対し啓発、指導を行う。

ウ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に当たっては、浄化槽撤去費用助成制度の普及により、その促進を図る。

対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）
合併処理浄化槽への転換促進 (転換基数)	233基	250基

エ 浄化槽の適正な設置及び管理

浄化槽については、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置や浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査の徹底に努め、不適切な施設に対しては、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。

オ 各家庭における生活雑排水対策の推進

各家庭に対して、クリーンネットや微細目ストレーナー、三角コーナーの使用による調理くずの流出防止、ディスポーザーの使用禁止（岡山県児島湖環境保全条例施行規則で定めたものを除く。）、廃食用油の流出防止と石けん・燃料等への再生、洗剤の適正使用等について指導するとともに、パンフレット・チラシの配布、研修会の開催、マスメディアを利用した広報等、生活雑排水対策の推進に係る普及啓発に努める。

カ 環境保全実践モデル地区の見直し

岡山県児島湖環境保全条例に基づく環境保全実践モデル地区は、指定地域内で11カ所が指定され、市町において策定された環境保全推進計画に基づき各種実践活動に取り組んできたところであるが、より効果的な環境保全への取組を行うため、本制度のあり方を検討し、必要に応じて見直しを図る。

(3) 畜産に係る汚濁負荷対策

ア 排水濃度規制及び構造・使用規制

日平均排水量が20³m³以上の畜舎（面積3000²m²以上の豚房については排水量を問わない。）からの排水に対しては、水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準を適用するとともに、規制の対象とならない指定施設、準用指定施設に対しては、湖沼水質保全特別措置法に基づく構造・使用規制の遵守徹底を図る。

イ 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守

指定地域内の畜産農家（14戸）に対して、毎年度、巡回指導を実施し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準に沿った家畜排せつ物の管理がなされるよう指導し、不適切な事業者に対しては、指導・助言、勧告、命令を行うほか、必要に応じ、畜産環境整備リース事業により、家畜による水質汚濁の未然防止に努める。

(4) 流出水対策

ア 農地対策

岡山県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針に基づき、有機物の適切な農地還元等による土づくりを基本に、土壌診断による適正かつ効率的な施肥等により化学肥料の施用量を低減し、生産性の向上と環境負荷の低減を調和させた将来とも持続可能な農業を推進するとともに、水田の水質浄化機能を活かした水管理など環境保全型農業を推進する。

対 策	実施主体	内 容
土づくりに関する技術の普及	県 市町 農協 農家	<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用
化学肥料低減技術の普及		<ul style="list-style-type: none"> ・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）
濁水の流出防止		<ul style="list-style-type: none"> ・代かき時や施肥後の適切な水管理及び畦畔管理 ・多面的機能支払交付金を活用した集落ぐるみによる農業用排水対策に関する啓発の推進

化学肥料低減技術の普及による施肥量の削減

対 策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）
土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減	（児島湖流域の水稻栽培でのL字型肥料の普及面積率） 60%	（児島湖流域の水稻栽培でのL字型肥料の普及面積率） 80%

イ 都市地域対策

市街地等からの降雨に伴い流出する汚濁負荷に関しては、道路路面、道路側溝等の清掃を行うとともに、地域住民の協力を得て、公園、生活道路、側溝等の清掃を実施する。また、市街地等からの汚濁負荷に関し実態把握に努めるとともに、透水性舗装や雨水貯留施設等、効果的な汚濁負荷低減対策を検討する。

対 策	実施主体	現状(平成23～27年度)	目標(平成28～32年度)
道路路面の清掃 (国道、県道、市町道)	国、県 市町	6,798 km/年	4,029 km/年

ウ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策

湖沼水質保全特別措置法に基づき、岡山市南区北七区地区を流出水対策地区として指定するとともに、流出水対策推進計画（別添1）を定め、重点的な対策を実施するよう努める。

(5) 環境用水の導水

かんがい期と比べ農業用水路の流量が少ない非かんがい期において、社会実験として旭川の豊水時に農業用水路を経由して児島湖へ導水する環境用水について、関係機関との協議を進め、その効果と影響を検証しつつ導水を目指す。

(6) 緑地の保全その他環境の保護・回復

ア アダプト事業の推進

おかやまアダプト推進事業及び児島湖畔環境保全アダプトを一層推進し、地域住民との連携による児島湖流域（湖畔、道路、河川）の環境美化に努めることにより、流域の水質を保全する。

イ 水生生物、生育環境の保全

流域河川に生息する生物の保護活動を通じて、流域の水質保全意識の高揚を図る。また、児島湖を淡水魚介類の豊富な漁場として再生させるため、フナ、ウナギ等の放流事業、産卵・育成の場となる水生植物の適正な管理や、清掃活動の一層の推進等により水質を保全し、淡水魚介類の生育環境の改善を図る。

また、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物について、安易な移植・移入の防止及びその防除に関する普及啓発に努めるとともに、その駆除に取り組む。

ウ 緑地の保全その他自然環境の保護

本計画中の各種汚濁源対策と相まって児島湖の水質保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、生物多様性基本法、森林法、都市計画法、都市公園法、都市緑地法、河川法、土地改良法等関係法令や関係諸制度の的確な運用を行うことにより、緑地の保全その他自然環境の保護に努める。

5 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の監視

ア 公共用水域の水質測定

指定地域内の公共用水域の水質の状況を的確に把握するため、岡山市、倉敷市では、児島湖内の4地点及び流入河川の11地点において、定期的に水質の監視、測定を実施する。

また、流域市町では、小規模な河川、農業用水路等の水質検査を行う。

イ 県民参加による監視等

児島湖に親しみと関心をもってもらうため、「水質調査を行う団体」を募集し、定期的なモニタリング及び県民にわかりやすい指標（例：湖水の透明度、におい、湖辺のごみの量等）に基づくチェック、評価を行ってもらい、その結果を水質の監視・測定計画に活用する。併せて、モニター会議等の場で必要な対策等について意見交換を行う。

(2) 調査研究の推進等

児島湖の調査研究を効率的かつ効果的に実施することを目的に設置した、「児島湖の共同研究に関する検討会」において共同調査研究を行う。

主な調査研究テーマは次のとおりであり、効果的な調査方法や役割分担を検討するとともに、定期的に結果の評価及び児島湖に適した水質浄化技術の検討を行う。

ア 水質汚濁メカニズムの解明等

児島湖の水質汚濁メカニズムの解明に向けて、児島湖流域の河川・用水路における汚濁原因解明に関する調査、非特定汚染源における流出水対策の効果の確認に関する調査等、今後懸念される気候変動に関する知見も考慮しつつ水質改善に資する調査研究を実施する。

イ 新たな水質指標に係る調査

新たに環境基準として設定された底層溶存酸素量（底層DO）について、今後の類型指定の検討に向けた現況把握のための調査を実施する。

また、沿岸透明度については、地域環境目標としての設定の考え方、監視、評価方法等について検討が進められていることから、目標値設定の検討に向けた現況把握のための調査を実施する。

ウ 水生生物の有効活用等に係る研究の推進

水生植物を用いた水質浄化、漁獲による湖内からの負荷の持ち出しなど、水生生物を活用した水質浄化技術とその効果等について研究を推進する。

(3) 県民との連携による環境保全活動の推進

ア 推進体制の拡充

長期ビジョンの達成に向けて、これまで環境保全活動を推進してきた児島湖流域環境保全対策推進協議会を必要に応じて見直すなど、地域住民、NPO等環境団体、事業者、教育機関、関係団体、行政機関等の連携によるネットワークの拡充を図る。

イ 県民参加の促進

9月から11月を「児島湖流域環境保全推進期間」と定め、県、国、流域市町、民間団体等が一体となり、流域住民の協力のもとに県民運動として、「児島湖流域清掃大作戦」などの各種行事を実施する。

ウ 積極的な情報発信

公共用水域の水質測定及びNPO等が行う水質調査の結果に基づき、各種対策の進捗状況及びその評価について、積極的な情報発信に努める。

エ 普及啓発活動の推進

児島湖の水質保全対策を推進するに当たっては、地域住民の生活排水対策等に関する理解と協力が不可欠であることから、各種パンフレットや児島湖情報サイト、マスメディアを利用した広報等を一層推進するとともに、シンポジウム、イベント等県民との連携による児島湖ふれあい事業を通じて、水質保全に関する普及及び意識の高揚を図る。

また、児島湖流域で見られる、魚類、鳥類、植物等の分布、水門等の施設をとりまとめたウェブサイト「児島湖と児島湖流域の生物」について広報・啓発を行うことにより、児島湖への関心を深める。

オ ユスリカ対策

児島湖周辺で季節的に大量発生しているユスリカは、不快害虫として問題となっていることから、必要に応じ誘蛾灯を設置するとともに下水道の整備や環境美化活動などの水質浄化対策に関する各種情報を発信し地域住民の水質保全意識の高揚を図る。

(4) 環境学習の推進

水質保全に関する知識の普及と環境に対する意識の高揚を図るため、広く県民を対象とする環境に関連する施設等を見学・体験する「環境学習エコツアー」やNPO等との連携による環境学習出前講座の中で、水の大切さや児島湖の環境を学ぶコースを実施するとともに、環境学習車を利用した環境学習や体験学習を実施する。また、小学生を対象とした環境教育用副読本の作成に協力し、児島湖を教材とした環境学習の積極的な推進を図る。

児島湖に生息する多様な生物を知ってもらい、児島湖への関心を高めるため、児島湖流域に生息する魚介類、甲殻類を水槽展示する「児島湖移動水族館」等児島湖とふれあえる事業を実施し、環境を保全する意識の高揚を図る。

(5) 関係計画等との整合

本計画の推進に当たっては、指定地域内の開発に係る諸計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画等、関係計画との整合性の確保を図るとともに、岡山県児島湖環境保全条例や新晴れの国おかやま生き生きプランなど、児島湖の水質保全に係る関係法令・諸計画の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮する。

(6) 事業者等に対する支援

政府系金融機関による融資制度のほか、岡山県及び市町の融資制度等の活用により、事業者による汚水処理施設等の整備を推進する。

(7) 計画の進捗管理

計画に基づき対策を適切に実施するため、毎年度計画の進捗管理を行い、結果を公表する。

流出水対策推進計画

1 流出水対策の実施の推進に係る方針

児島湖流域において、流出水の汚濁負荷量の全体負荷量に占める割合が比較的高い鴨川流域の中で、児島湖周辺干拓地の代表的な農業地帯である岡山市南区北七区を流出水対策地区に指定し、各種対策を重点的に実施することにより、流出水の汚濁負荷量の低減に努める。また、流出水対策地区で得られた成果を児島湖流域全体に普及させるように努める。

(1) 取組目標

岡山市南区北七区において、流出水の汚濁負荷量の削減効果を確認するとともに良好な水環境の保全を目指す。

(2) 実施体制

岡山市南区北七区において、行政が主体となり事業を進めるとともに、地域住民、農協、土地改良区等関係団体が互いに連携・協力することにより、当該地区の流出水対策を推進するものとする。

2 流出水の水質を改善するための具体的方策

(1) 農地対策

ア 内容

地区内農地（3.38km²）において、環境保全型農業の普及・定着に努める（土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、水管理技術）。

イ 実施主体

県、市、農協

ウ 実施期間

平成28年度～平成32年度

エ 目標数

講習会等の開催回数3回

(2) アダプト推進事業等による道路、水路の環境美化活動

ア 内容

アダプト推進事業等の普及により、地区内の道路、水路の環境美化活動に努める。

イ 実施主体

住民、県、市

ウ 実施期間

平成28年度～平成32年度

エ 目標数

4カ所

児島湖の長期ビジョン

別添2

長期ビジョン策定に当たったの基本的な考え方

児島湖の長期ビジョンは、次の基本的な考え方に基づき、県民の皆様からお寄せいただきましたアンケート結果や児島湖水環境改善対策検討会の意見を反映し策定したものです。県では今後、多くの県民・事業者等の方々と長期ビジョンについて共有を図るとともに、その実現に向けて各種施策を推進していく考えです。

- ① 児島湖の歴史的な背景、役割等を考慮したものであること。
- ② 児島湖と人々の関わり合いやその意識を踏まえ、『環境に基づく地域づくり』の視点に立ったものであること。
- ③ 関係機関の政策目標と矛盾がないこと。
- ④ 「新晴れの国おかやま生き生きプラン」や「児島湖流域の環境の保全に関する基本方針」等の基本的な考え方を踏まえ、内容の整合性が確保されていること。

児島湖の長期ビジョンの達成目標

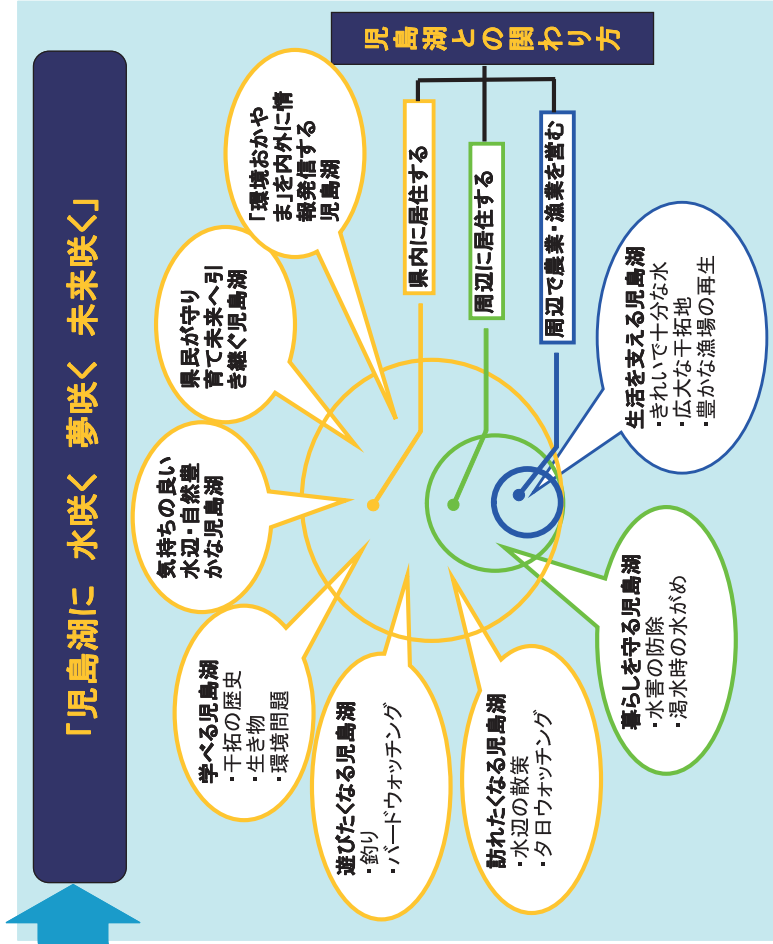
湖沼水質保全計画に基づき各種対策の推進及び県民との連携による取組により、できる限り早期に環境基準の達成を実現し、生物多様性の観点からも水質改善に努めることとし、平成37年頃には透明度1m程度、化学的酸素要求量(COD)6mg/L程度の水質改善を図り、「児島湖に水咲く 夢咲く 未来咲く」をキャッチフレーズとした児島湖の望ましい将来像の達成を目指します。

児島湖の望ましい将来像

- 生活を支える児島湖
- 暮らしを守る児島湖
- 訪れたいくなる児島湖
- 遊びたいくなる児島湖
- 学べる児島湖
- 気持ちの良い水辺・自然豊かな児島湖
- 県民が守り育て未来へ引き継ぐ児島湖
- 「環境おかやま」を内外に情報発信する児島湖

児島湖の長期ビジョンをイメージするキャッチフレーズ

- 生活を支える児島湖
きれいで豊富な水や広大な干拓地、豊かな漁場が地域の農業・漁業を支えます。
- 暮らしを守る児島湖
適切な堤防が水害から地域を守り、渇水時の水がめになります。
- 訪れたいくなる児島湖
ひろけた水辺空間が散策や夕日ウォッチングなど暮らしにうるおいを与えます。
- 遊びたいくなる児島湖
水がきれいで自然豊かな湖辺や水面が釣りやバードウォッチングなど遊びの場を提供します。児島湖の干拓の歴史や生息する生き物、環境問題などが環境学習の生きた教材となります。
- 学べる児島湖
水がきれいで自然豊かな児島湖を将来にわたって確保します。
- 気持ちの良い水辺・自然豊かな児島湖
児島湖を県民共有の貴重な財産として守り育て未来へ引き継ぎます。
- 県民が守り育て未来へ引き継ぐ児島湖
児島湖の環境保全への取組を通じて「環境おかやま」を内外に情報発信します。



長期ビジョンを達成するための水質保全対策



長期ビジョンの達成に向けて、行政主体の取組だけでなく、地域住民（県民）・NPO等
環境団体・事業者・研究者・教育機関・行政等が連携して取組を推進していきます。

●行政主体の取組

●生活排水対策の推進
下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備、単独処理浄化槽の早期廃止を進めます。

●河川・用排水路のしゅんせつ
見島湖の流入河川や水路に堆積した底泥をしゅんせつし、安定した流量を確保します。

●農業用水の再利用
非かんがい期において、見島湖の水質保全に資するよう、旭川及び高梁川からの農業用水を再利用します。

●自然の水質浄化機能の活用
水生植物の適正な管理や多自然川づくり等の推進により、自然の水質浄化機能を適切に活用します。

●底泥の覆砂
下水道等生活排水対策の進捗とその時点の水質等の状況に応じて、底泥の覆砂の実施を検討します。

●水辺環境の整備
見島湖周辺の水辺環境を整備していきます。

●県民参加による取組

●下水道への接続促進等
下水道の供用開始区域において、遅滞なく排水を下水道に接続する他、合併処理浄化槽の適正な設置と管理、単独処理浄化槽の早期廃止に努めます。

●流出水対策の推進
多くの農業従事者の協力の下、環境保全型農業の推進に努めます。また、道路路面や側溝の清掃等に努めます。

●清掃美化活動の推進
見島湖の清掃活動やアダプト活動等を通じて、環境美化に努めます。

●流入水路等の水質浄化
水生生物などを用い、身近な水路の水質浄化に取り組みます。

長期ビジョンの達成に向けた推進体制の強化

長期ビジョンの達成に向けて、湖沼水質保全計画の点検・評価を徹底し、定期的な見直し等を行います。そのため、児島湖流域環境保全対策推進協議会の見直しや児島湖モニター制度を設置するなど、関係機関・関係者間のネットワークの拡充を図ります。

